



第2号様式(第4条関係)

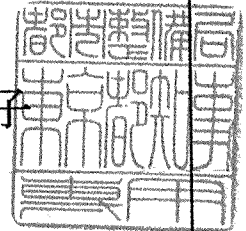
30 都市建建第 508 号

平成 30年 9月 10日

株式会社 L. P. M.

岡田 孝志 殿

東京都知事 小池 百合子



### 解体工事業者の登録簿への登録通知書

平成 30年 8月 27日 付けで申請のあった解体工事については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり登録したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

登録番号	東京都知事(登一30)第	3538	号
登録の有効期間	平成30年9月10日から平成35年9月9日まで		

注) 登録の更新申請を行う場合の書類の提出期限:平成 35年 8月 9日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)

(日本工業規格A列4番)